

令和3年11月30日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

刑 事 部 長

暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）

暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

平成23年4月1日、三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下「条例」という。）が施行され、事業者が一定の場合に取引等の相手方が暴力団員・元暴力団員等に該当するかどうかを確認するよう努めることが義務付けられるとともに、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある建設・証券等の業界を中心として、暴力団員に加え、元暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築されている。

一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化・不透明化させている。

このような情勢を受けて、事業者からのこれらの者に関する情報提供についての要望が高まっており、条例においても暴力団排除のための活動を行おうとする県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体（以下「事業者等」という。）に対し、必要な支援を行うことが県の責務として規定されているところである。

以上のような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団排除等のための部外への情報提供については、下記のとおり定め、本日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 基本的な考え方

(1) 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応するということがあってはならず、必ず、提供の是非について、6の(2)に定めるところにより、刑事部組織犯罪対策課長又は警察署長（以下「組織犯罪対策課長等」という。）の責任において組織的な判断を行うこと。

(2) 情報の正確性の確保

暴力団情報を提供するに当たっては、4の(1)に定めるところにより、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保すること。

また、提供する暴力団情報の正確性を期するため、平素から、幅広い暴力団情報の収集に努めること。

(3) 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つこと。

(4) 情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）の規定に従って行うこと。

特に、相手方が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

2 積極的な情報提供の推進

(1) 暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や、暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な情報提供を行うこと。

(2) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のように提供することができる情報の内容及びその手続が法令により定められている場合又は他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関との間で暴力団排除を目的として暴力団情報の提供に関する申合せ等が締結されている場合には、これによるものとする。

暴力団排除を目的として組織された事業者団体その他これに準ずるものとの間で申合せ等が締結されている場合についても、同様とする。

なお、この申合せ等を結ぶ場合には、事前に刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）を經由して、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課及び暴力団対策課と協議するものとする。

(3) 2の(1)又は(2)以外の場合には、条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点から、以下の3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ

適切な情報提供を行うものとする。

なお、条例上の義務履行の支援に該当する場合は、事業者の自主的な暴力団排除に対する取組を、警察として全面的に支援するという立場を明確にすること。

- (4) 公益財団法人暴力追放三重県民センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合にも、同様に3に示した基準に従い判断した上で、必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが相談者に当該情報を告知することとする。

3 情報提供の基準等

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)、(2)及び(3)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

(1) 提供の必要性

ア 条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合

事業者が、取引等の相手方が暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者等でないことを確認するなど条例上の義務を履行するために必要と認められる場合には、その義務の履行に必要な範囲で情報を提供するものとする。

その他法令の規定に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。

イ 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合

情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な情報を提供するものとする。

ウ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合

暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の設置、加入の勧誘、名誉職への就任や栄典を受けること等による権威の獲得、政治・公務その他一定の公的領域への進出、資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合、その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には、必要な情報を提供するものとする。

(2) 適正な情報管理

情報提供は、その相手方が、提供に係る情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、その他情報を適正に管理することができると認められる場合に行うものとする。

(3) 提供する暴力団情報の範囲

ア 3の(1)アの場合

条例上の義務を履行するために必要な範囲で情報を提供するものとする。

この場合において、まずは、情報提供の相手方に対し、契約の相手方等が条例に規定された規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の情報を提供すれば足りるかを検討することとするが、事業者から要望があれば、取引等の相手方の属性情報（暴力団員なのか、共生者なのかなどの区分に関する情報）について情報提供することも検討すること。

イ 3の(1)イ及びウの場合

次の(ア)、(イ)、(ウ)の順に慎重な検討を行う。

(ア) 暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等、個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの情報を提供すること。

(イ) 暴力団員等該当性情報の提供

上記(ア)によって公益を実現することができないかを検討した上で、次に、相談等に係る者の暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）への該当性に関する情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供することを検討する。

(ウ) 上記(イ)以外の個人情報の提供

上記(イ)によって公益を実現することができないかを慎重に検討した上で、それでも公益実現のために必要であると認められる場合には、住所、生年月日、連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。

なお、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。

また、顔写真の交付は行わないこと。

4 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

(1) 情報の正確性の確保について

暴力団情報を提供するに当たっては、その内容の正確性が厳に求められることから、必ず組織犯罪対策課に設置された警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務により暴力団情報の照会を行い、その結果及び必要な補充調査の結果に基づいて回答すること。

(2) 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認すること。

(3) 暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

ア 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

イ 元暴力団員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や、現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしないこと。

ウ 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

エ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を

暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要があり、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者である」といった情報提供をしないこと。

オ 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々であることから、漫然と「総会屋である」などと情報を提供しないこと。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか確認した上で情報を提供すること。

カ 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」といった情報提供をするのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報を提供すること。

5 情報提供の方式

- (1) 暴力団情報を提供するに当たっては、その相手方に対し、情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる身分確認資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、暴力団情報の提供に関する申合せ等の規定がある場合を除き、様式第1に定める誓約書を徴収すること。
- (2) 情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行ってよい。
これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。
- (3) 情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して、当該相談等の性質に応じた範囲内で行うものとする。
ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。
- (4) 条例上の支援に該当する場合、事業者が相手方に契約の拒絶を申し向ける際、警察から情報提供を受けていることを通告することに差し支えはないが、この場合、原則として事前に当該情報提供に係る所属に相談させることとする。
- (5) 組織犯罪対策課との事前協議
事業者等から暴力団情報の提供に関する相談又は照会を受理した際には、提供

する情報の正確性を期するため、組織犯罪対策課と緊密な連携を図るとともに、暴力団情報の提供の要件並びに提供できる情報の範囲及び内容について事前に組織犯罪対策課と協議した上、情報提供するものとする。

6 暴力団情報の提供に係る記録の整備

(1) 情報提供確認票の作成等

暴力団情報の提供に関する申合せ等の規定がある場合を除き、事業者等から暴力団情報の提供に関する相談又は照会を受理した際には、一般通達「暴力団関係相談等の受理及び処理について」（令和2年1月17日付け組発第62号）に基づき、暴力団関係相談受理（処理）票（以下「相談受理票」という。）を作成するとともに、様式第2に定める情報提供確認票（以下「確認票」という。）を作成し、相談受理票に編てつするものとする。

(2) 決裁

原則として、組織犯罪対策課長等又はこれに相当する上級幹部が実際に最終判断を下し、決裁するものとする。

ただし、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。

(3) 誓約書の編てつ

徴収した誓約書は、確認票とともに相談受理票に編てつするものとする。

(4) 誓約書及び確認票の保存期間

相談受理票に編てつした誓約書及び確認票の保存期間は、当該相談受理票に準ずるものとする。

誓 約 書

私は、警察から暴力団情報の提供を受けるに当たり、以下を誓約いたします。

1 私は、

- 三重県暴力団排除条例の義務を履行する目的
- 暴力団員による犯罪、暴力的要求行為等の被害を防止又は回復する目的
- 暴力団の組織の維持又は拡大を防止する目的

のため、警察に暴力団情報の提供を求めています。提供される情報は、暴力団員等の該当性の有無にかかわらず、上記の目的以外に利用することはいたしません。

2 提供を受けた情報については、保秘に努め、適正に取り扱います。

3 提供を受ける情報の内容は、提供を受けた当日現在のものであり、今後、変更が有り得る可能性があることの説明を受け、十分に理解しました。

情報を利用する場合は、その点に十分留意します。

令和 年 月 日

三重県 警察署長 殿
三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

住 所

氏 名

電話番号

- 1 1の□については、該当箇所にレ点を付すこと。
- 2 誓約書を作成した際は、確認票及び相談受理票とともに、組織犯罪対策課へファクシミリ送信すること。

情報提供確認票

(課・署)

受理日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	番号 ()
相談者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> 企業 (業種:) <input type="checkbox"/> その他 () 【確認方法 (物件): 】	
相談者の信頼性	<input type="checkbox"/> 暴力団排除条項の整備 有・無 <input type="checkbox"/> 法令上の守秘義務 有・無 <input type="checkbox"/> 情報を管理する内部的な規程等の整備 有・無 <input type="checkbox"/> 情報の目的外使用禁止の遵守 (誓約書の作成) 有・無 <input type="checkbox"/> その他の信頼性 ()	
相談の目的	<input type="checkbox"/> 暴力団排除 <input type="checkbox"/> 犯罪の被害防止又は回復 (<input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人) <input type="checkbox"/> 興味本位 <input type="checkbox"/> その他 () ----- 【暴力団排除条例に規定する暴排目的】 <input type="checkbox"/> 不当要求行為に対する措置 (第7条) <input type="checkbox"/> 県の事務及び事業における措置 (第8条) <input type="checkbox"/> 公の施設の利用における措置 (第9条) <input type="checkbox"/> 訴訟に対する支援 (第10条) <input type="checkbox"/> 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置 (第14条) <input type="checkbox"/> 青少年に対する行為の禁止 (第16条) <input type="checkbox"/> 暴力団事務所の開設及び運営の禁止 (第18条) <input type="checkbox"/> 利益の供与の禁止 (第19条) <input type="checkbox"/> 契約時における措置等 (第21条) <input type="checkbox"/> 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務 (第23条) <input type="checkbox"/> 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の責務 (第24条) <input type="checkbox"/> 飲食店事業者等からの暴力団排除対策 (第25条) <input type="checkbox"/> 旅館事業者等からの暴力団排除対策 (第26条) <input type="checkbox"/> その他 ()	
情報提供の要件該当性	<input type="checkbox"/> 暴力団排除条例の義務履行の支援 <input type="checkbox"/> 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復 <input type="checkbox"/> 暴力団組織の維持又は拡大への打撃 <input type="checkbox"/> なし	
情報提供の必要不可欠性・代替性の検討	必要不可欠性の検討 <input type="checkbox"/> 相談者が暴力団排除等の目的を達成するために必要不可欠 非代替性の検討 <input type="checkbox"/> 警察からの情報提供以外に他の手段では情報入手が困難	
組織的対応	<input type="checkbox"/> 暴力団関係相談受理 (処理) 票の作成 <input type="checkbox"/> 組織犯罪対策課への報告 (協議日: 令和 年 月 日、本部担当者:) <input type="checkbox"/> 事後決裁 (<input type="checkbox"/> 緊急的かつ明白な必要性が認められ、情報提供した場合)	
回答区分	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 文書	
提供する暴力団情報	<input type="checkbox"/> 暴力団員該当性情報の提供 (内容:) <input type="checkbox"/> 暴力団の活動の実態についての情報 (個人情報以外の情報提供) (内容:) <input type="checkbox"/> 上記以外の個人情報の提供 (内容:) <input type="checkbox"/> 提供しない	
情報の正確性の担保	<input type="checkbox"/> 当該暴力団認定状況 <input type="checkbox"/> 構成員 <input type="checkbox"/> 準構成員 <input type="checkbox"/> 暴力団関係者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 証明資料 有 (令和 年 月 日) ・ 無 <input type="checkbox"/> 補充調査の必要性 有 () ・ 無	
その他参考事項		

- 1 各項目の該当箇所の□にレ点を付すこと。
- 2 「番号」は、相談受理票の受理番号を記載すること。
- 3 「提供する暴力団情報」及び「情報の正確性の担保」は、組織犯罪対策課への報告結果を踏まえて記載すること。
- 4 確認票を作成した際は、相談受理票とともに、組織犯罪対策課へファクシミリ送信すること。